

# 宮崎市立小学校空調設備整備等 PFI 事業

## 実施方針

令和元年 7 月 2 9 日

宮崎市

## 目 次

第1	特定事業の選定に関する事項.....	1
1	事業内容に関する事項.....	1
2	実施方針に関する事項.....	3
3	特定事業の選定に関する事項.....	6
第2	事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
1	事業者選定に関する基本的な考え方.....	7
2	募集及び選定のスケジュール（予定）.....	7
3	募集及び選定手続等.....	7
4	提案参加者の備えるべき参加資格要件.....	9
5	事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項.....	12
6	提出書類の取扱い.....	13
7	特別目的会社に関する取扱い.....	13
第3	事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項.....	14
1	予想される責任及びリスクの分類と市と事業者での分担.....	14
2	提供されるサービス水準.....	14
3	事業者の責任の履行に関する事項.....	14
4	市による事業の実施状況のモニタリング.....	14
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	16
1	施設の概要.....	16
2	その他主要な事業条件の概要.....	16
第5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	17
1	係争事由に係る基本的な考え方.....	17
2	管轄裁判所の指定.....	17
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	18
1	本事業の継続に関する基本的な考え方.....	18
2	本事業の継続が困難となった場合の措置.....	18
3	金融機関（融資団）と市との協議.....	18
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	19
1	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	19
2	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	19
3	その他の支援に関する事項.....	19
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	20
1	情報公開及び情報提供.....	20
2	本事業において使用する言語等.....	20
3	提案参加に伴う費用負担.....	20
4	実施方針等に関する問い合わせ先.....	20

別紙1：リスク分担表（案）

別紙2：対象校一覧

# 第1 特定事業の選定に関する事項

## 1 事業内容に関する事項

### (1) 事業名称

宮崎市立小学校空調設備整備等 PFI 事業（以下「本事業」といいます。）

### (2) 公共施設の管理者

宮崎市長 戸敷 正

### (3) 事業目的

本事業は、児童の教育学習環境の向上を図るため、宮崎市内の市立小学校 47 校のうち 30 校（以下「対象校」といいます。）の普通教室等（特別支援教室を含みます。以下同じ。）に新たに空調設備を整備するにあたり、民間事業者（以下「事業者」といいます。）の技術的能力や創意工夫を取り入れることで、維持管理までを見据えた整備を早期かつ一斉に完了させるとともに、財政負担の軽減や平準化、維持管理業務の効率化を図ることを目的としています。

### (4) 対象となる事業の概要

本事業は、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空調設備を、対象校の普通教室等に整備するために、本事業を実施する事業者が自らの資金により、空調設備の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、宮崎市（以下「市」といいます。）に所有権を移転して維持管理業務等を行うほか、対象校の普通教室等以外の事務室や保健室等（以下「管理諸室」といいます。）に既に整備されている空調設備の維持管理業務等を行うものです。

なお、本事業においては、新たに整備する空調設備（更新に伴い新たに整備する空調設備を含みます。）を新規設備、既に整備されている空調設備で維持管理業務等の対象となるものを既存設備とします。

新規設備とは、室内機、室外機及び配管並びに本事業において整備される一切の設備をいいます。また、新規設備及び既存設備を合わせて空調設備とします。

### (5) 事業方式の概要

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」といいます。）に基づき実施するものとし、事業方式は、BT0（Build-Transfer-Operate）方式とします。

### (6) 事業の範囲

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、本事業を実施する事業者が、対象校の普通教室等約 654 教室（予定）における新規設備の設計、施工、工事監理、所有権の移転、移設等及び管理諸室約 184 室（予定）における空調設備の維持管理並びにこれらに付随し、関連するすべての業務及び対象校との調整を行うものとし

対象となる事業の範囲は以下のとおりとします。

#### ① 新規設備の設計業務

- ・ 新規設備の設計のための事前調査業務
- ・ 新規設備の設計業務（各対象校の設計図書の作成等）

- ・ その他付随する業務（調整、報告、申請、検査等）
- ② **新規設備の施工業務**
- ・ 施工のための事前調査業務
  - ・ 新規設備の施工業務（当該新規設備の導入に伴い、関連するすべての工事（仮設工事、エネルギー関連の設備・配管の整備・改修、植栽その他既存施設の移設・復元等）
  - ・ その他付随する業務（調整、報告、申請、検査等）
- ③ **新規設備の工事監理業務**
- ・ 新規設備の施工に係る工事監理業務
  - ・ その他付随する業務（調整、報告、申請、検査等）
- ④ **新規設備の所有権移転業務**
- ・ 施工完了後の市への新規設備の所有権の移転業務
- ⑤ **空調設備の維持管理業務**
- ・ 空調設備の維持管理のための事前調査業務
  - ・ 事業期間にわたる新規設備の性能の維持に必要となる業務（点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）
  - ・ 新規設備に係る緊急時対応業務（問い合わせ対応、緊急出動、緊急修繕等）
  - ・ 新規設備の運用に係るデータ計測・記録業務
  - ・ 新規設備の運用に係るアドバイス業務（機器の使用方法に係る説明書の作成等）
  - ・ 空調設備の法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号））に基づく点検業務等）
  - ・ 既存設備の点検・フィルター清掃等
  - ・ その他付随する業務（維持管理業務計画書等の作成・提出、維持管理記録の提出・報告、セルフモニタリングによる確認、市が行うモニタリングへの協力等）
- なお、エネルギー供給については、本事業の範囲に含めないものとします。  
また、空調設備の運転に必要となるエネルギー費用については、市が負担します。
- ⑥ **新規設備の移設等業務**
- 対象校の統廃合や施設の改修工事、設備工事等により新規設備の移設、増設、廃棄等（以下「移設等」といいます。）が必要となった場合の新規設備の移設等業務。  
なお、新規設備の移設等業務にかかる費用については、市の負担とします。
- (7) **事業者の収入**
- 事業者の収入は、次のとおりとなります。  
なお、支払い方法の詳細は、今後公表予定の募集要項等において提示します。
- ① **新規設備の設計・施工・工事監理・所有権移転に係る対価**
- 市は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、新規設備の設計・施工・工事監理・所有権移転に係る対価（以下「設計・施工等のサービス対価」といい、事業者が、新規設備の設計・施工・工事監理・所有権移転の実施にあたって金融機関等からの借り入れ等を行う場合は、その金利分もこの設計・施工等のサービス対価に含みます。）については、事業契約においてあらかじめ定める額を施工完了時に、残りを維持管理期間にわたり事業者を支払います。

## ② 空調設備の維持管理に係る対価

市は、空調設備の維持管理業務に係る対価（以下「維持管理のサービス対価」といいます。）については、事業契約においてあらかじめ定める額を維持管理期間にわたり事業者を支払います。

### (8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日（令和2（2020）年6月下旬を予定）から、令和16（2034）年3月31日までの約14年間とします。

### (9) 事業スケジュール（予定）

契約締結日	令和2（2020）年6月下旬
設計及び施工期間	令和2（2020）年6月下旬～令和3（2021）年12月下旬
維持管理期間	所有権移転後～令和16（2034）年3月31日
事業終了	令和16（2034）年3月31日（事業終了時期）

### (10) 本事業の実施にあたり遵守すべき法規制・適用基準等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、要求水準書を参照することとします。

### (11) 事業期間終了時の措置

事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約において定める業務水準を満たす状態にあるものとします。

なお、事業期間終了時の水準は、市が示す要求水準に加えて、事業者が提案したサービス水準に基づくものとするを想定しており、事業契約において定めます。

## 2 実施方針に関する事項

### (1) 実施方針に関する説明会及び現地見学会（第1回）

実施方針に関する説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について説明します。

また同時に、本事業の対象校の現地見学会を実施します。現地見学会は、第1回を実施方針に関する説明会と同じ8月に、第2回を募集要項等公表後の10月～11月に実施することを予定しています。

実施方針に関する説明会及び現地見学会（第1回）の開催日時・場所、参加申込方法等は次のとおりです。

なお、現地見学会（第2回）の開催要領の詳細については、募集要項において提示する予定です。

- 開催日時：令和元年8月5日（月）～8月8日（木）  
実施方針に関する説明会：8月5日（月） 10：00～11：00  
現地見学会（第1回）：8月5日（月）午後～8月8日（木）午後

- 対象者：本事業への参画を検討している事業者  
（現地見学会予定の各グループに対して1社2名まで参加可）

- 開催場所：実施方針に関する説明会は宮崎市役所清武総合支所にて実施します。  
現地見学会は、説明会終了後、下記の学校において順次実施します。

現地見学会の所要時間は各校とも 60 分程度を予定しています。

<令和元年 8 月 5 日（月）：実施方針に関する説明会>

会場	所在地	開催時間
宮崎市役所清武総合支所 1 階大会議室	宮崎市清武町西新町 1 番地 1	10：00～11：00

<令和元年 8 月 5 日（月）：第 1 回現地見学会（1 日目）>

グループ I

No.	学校名	所在地	見学時間
1	清武小学校	宮崎市清武町今泉甲 7023 番地 1	13：00～14：00
2	田野小学校	宮崎市田野町甲 2856 番地	14：30～15：30

グループ II

No.	学校名	所在地	見学時間
3	高岡小学校	宮崎市高岡町内山 2900 番地	13：00～14：00
4	生目小学校	宮崎市大字浮田 2920 番地	14：30～15：30
5	小松台小学校	宮崎市小松台西 1 丁目 10 番地 9	16：00～17：00

<令和元年 8 月 6 日（火）：第 1 回現地見学会（2 日目）>

グループ I

No.	学校名	所在地	見学時間
6	学園木花台小学校	宮崎市学園木花台南 2 丁目 13 番地	9：30～10：30
7	木花小学校	宮崎市大字熊野 10956 番地	11：00～12：00
8	国富小学校	宮崎市大字郡司分甲 2226 番地	13：00～14：00
9	本郷小学校	宮崎市大字本郷北方 3926 番地	14：30～15：30
10	恒久小学校	宮崎市恒久 2 丁目 15 番地 4	16：00～17：00

グループ II

No.	学校名	所在地	見学時間
11	大塚小学校	宮崎市大塚町鎌ヶ迫 2296 番地 2	9：30～10：30
12	宮崎西小学校	宮崎市大塚台西 2 丁目 19 番地 1	11：00～12：00
13	生目台東小学校	宮崎市生目台東 4 丁目 2 番地 1	13：00～14：00
14	生目台西小学校	宮崎市生目台西 2 丁目 1 番地 1	14：30～15：30
15	江南小学校	宮崎市江南 4 丁目 26 番 1 号	16：00～17：00

<令和元年 8 月 7 日（水）：第 1 回現地見学会（3 日目）>

グループ I

No.	学校名	所在地	見学時間
16	潮見小学校	宮崎市潮見町 118 番地	9：30～10：30
17	宮崎港小学校	宮崎市吉村町南浜田甲 4261 番地	11：00～12：00
18	櫛小学校	宮崎市吉村町冬治甲 841 番地 1	13：00～14：00
19	櫛北小学校	宮崎市阿波岐原町坂元 1985 番地	14：30～15：30
20	宮崎東小学校	宮崎市阿波岐原町火切塚 1461 番地	16：00～17：00

**グループⅡ**

No.	学校名	所在地	見学時間
21	住吉小学校	宮崎市大字島之内 5383 番地	9 : 30～10 : 30
22	住吉南小学校	宮崎市大字芳士 1811 番地	11 : 00～12 : 00
23	池内小学校	宮崎市池内町榎迫 508 番地	13 : 00～14 : 00
24	大宮小学校	宮崎市下北方町新地 849 番地	14 : 30～15 : 30
25	東大宮小学校	宮崎市大島町西田 2143 番地	16 : 00～17 : 00

<令和元年 8 月 8 日（木）：第 1 回現地見学会（4 日目）>

**グループⅠ**

No.	学校名	所在地	見学時間
26	大淀小学校	宮崎市淀川 2 丁目 3 番 7 号	9 : 30～10 : 30
27	宮崎小学校	宮崎市旭 1 丁目 4 番 1 号	11 : 00～12 : 00
28	小戸小学校	宮崎市大工 1 丁目 5 番 43 号	13 : 00～14 : 00
29	西池小学校	宮崎市西池町 12 番 49 号	14 : 30～15 : 30
30	江平小学校	宮崎市橘通西 5 丁目 6 番 37 号	16 : 00～17 : 00

- 申込方法：別添の「説明会及び現地見学会参加申込書」（様式 1）に必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）で令和元年 8 月 2 日（金）正午までに提出してください。  
 なお、申込時のメール件名には「説明会等申込書」と記載してください。  
 市は電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信します。万が一、8 月 2 日（金）17 時までに返信が無い場合、以下に示す申込先の担当者までご連絡ください。
- 申込先：宮崎市教育委員会 学校施設課 担当：井上、菊池  
 TEL：0985-85-8604 FAX：0985-85-8600  
 E-mail：45sisetu@city.miyazaki.miyazaki.jp
- 留意事項：実施方針等は説明会会場では配布しません。各自持参してください。  
<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/city/policy/education/202179.html>
- 現地見学会における写真撮影について：  
 現地見学会における写真撮影は可能としますが、児童や教職員を含む撮影は禁止します。  
 また、教職員等より別途撮影を禁止する旨の指示があった場所については、撮影を禁止します。
- 現地見学会における参考図書への貸与について：  
 見学を予定している対象校の資料を参考図書として見学会参加者に各社 1 部を貸与する予定です。

**(2) 実施方針等に関する質問等の受付**

実施方針等に記載された内容に関する質問等を次の要領で受け付けます。  
 なお、これ以外による質問等の提出は無効とします。

- 受付方法：質問等の内容を簡潔にまとめ、「実施方針等に関する意見・質問書」（様式 2）に必要事項を記入の上、令和元年 8 月 19 日（月）正午までに電子メール（ファイル添付）で提出してください。

なお、電子メールによる提出の際は、件名に「実施方針等質問書」と記載してください。

市は電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信します。万が一、8月19日（月）17時までに返信が無い場合、以下に示す提出先の担当者までご連絡ください。

- 対象者 : 本事業への参画を検討している事業者
- 提出先 : 宮崎市教育委員会 学校施設課 担当：井上、菊池  
TEL : 0985-85-8604 FAX : 0985-85-8600  
E-mail : 45sisetu@city.miyazaki.miyazaki.jp

### (3) 実施方針等に関する質問等及び回答の公表

実施方針等に関して提出された質問等及びその回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和元年8月下旬を目途に、宮崎市ホームページにて公表することとします。なお、質問等を行った者の事業者名は公表しないものとします。

### (4) 実施方針等の変更

実施方針等の公表後における事業者からの質問、意見等、又は市内部での検討を踏まえ、必要に応じ、内容を見直し、変更することがあります。実施方針等の変更を行った場合には、宮崎市ホームページにて速やかに公表します。

## 3 特定事業の選定に関する事項

### (1) 基本的な考え方

市は、PFI法、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」、「VFMに関するガイドライン」、実施方針等に関する事業者からの質問等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することにより、空調設備の整備等について、市自らが実施したときに比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に特定事業として選定します。

### (2) 選定結果の公表方法

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断結果を、評価の内容とあわせて、宮崎市ホームページにて公表します。

なお、特定事業の選定を行わないこととした場合においても、同様に公表します。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者選定に関する基本的な考え方

本事業は、事業者に対して、対象校の普通教室等約 654 教室（予定）における新規設備の設計、施工、工事監理、所有権移転、移設等及び空調設備（管理諸室約 184 室（予定）における既存設備を含む）の維持管理並びにこれらに付随し、関連するすべての業務の実施を求めるものです。事業期間も長期間にわたることから、事業者には本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められます。

このため、事業者の選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係るサービス対価及び提案内容等を総合的に評価する公募型プロポーザルにより事業者を選定する予定です。

### 2 募集及び選定のスケジュール（予定）

事業者の選定にあたってのスケジュールは、概ね下表のとおりです。

日 程（予定）	内 容
令和元年 7月29日	実施方針等の公表
7月29日～8月2日	実施方針説明会及び現地見学会（第1回）申込み
7月29日～8月19日	実施方針等に関する質問の受付
8月5日～8月8日	実施方針説明会及び現地見学会（第1回）
8月下旬	実施方針等に関する質問等及び回答の公表
9月中旬	特定事業の選定及び公表
10月上旬	募集要項等の公表
10月上旬	事業公募に関する説明会
10月上旬	現地見学会（第2回）申込み
10月上旬～10月中旬	募集要項等に関する質問の受付
10月中旬～10月下旬	現地見学会（第2回）
11月上旬	募集要項等に関する質問及び回答の公表
11月上旬～中旬	参加表明書及び資格審査書類の受付
12月上旬	資格審査結果の通知
12月下旬	提案書の受付
令和2年 2月下旬	優先交渉権者の決定
3月上旬	基本協定の締結
4月上旬	仮契約の締結
6月下旬	事業契約の締結※

※本事業の実施にあたっては、予算及び事業契約に関する議案を市議会に提出し、これらの議案の可決後、事業契約締結となります。

### 3 募集及び選定手続等

#### (1) 実施方針等の公表、実施方針に関する説明会及び現地見学会（第1回）

「第1 2 (1) 実施方針に関する説明会及び現地見学会（第1回）」を参照してください。

#### (2) 実施方針（修正版）の公表

「第1 2 (4) 実施方針等の変更」を参照してください。

- (3) **特定事業の選定**  
「第1 3 特定事業の選定に関する事項」を参照してください。
- (4) **募集要項等の公表**  
市は、本事業を特定事業として選定した場合には、募集要項等を公表・交付します。
- (5) **事業公募に関する説明会**  
本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、事業公募に関する説明会を開催し、市の考え方を説明します。  
なお、具体的な開催日時、申込方法等は、募集要項において提示します。
- (6) **現地見学会（第2回）の開催**  
本事業の対象校の現地見学会（第2回）の実施を予定しています。  
なお、開催要領の詳細は、募集要項において提示します。
- (7) **募集要項等に関する質問及び回答の公表**  
募集要項等に記載された内容に関する質問を受け付けます。また、質問は、市の回答とともに公表するものとします。  
なお、具体的な受付期間、提出方法等は、募集要項において提示します。
- (8) **参加表明書等の受付及び資格審査結果の通知**  
本事業に提案参加しようとする事業者（以下「提案参加者」といいます。）に対し、本事業に関する参加表明書、参加資格審査に必要な書類（以下「参加表明書等」といいます。）の提出を求めます。資格審査の結果は、提案参加者に通知します。  
なお、参加表明書等の提出時期、提出方法、資格審査に必要な書類の詳細等については、募集要項等において提示します。
- (9) **事業提案書等の受付**  
資格審査を通過した提案参加者に対し、本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書等の提出を求めます。  
なお、事業提案書等の提出時期、提出方法、提案に必要な書類の詳細等については、募集要項等において提示します。
- (10) **優先交渉権者の決定**  
市は、最も優れた提案を行った提案参加者を優先交渉権者として決定し、通知します。  
また、優先交渉権者の決定について、宮崎市ホームページにて公表します。
- (11) **事業契約等の締結**  
優先交渉権者と市は基本協定を締結し、優先交渉権者が出資・設立した特別目的会社（以下「SPC」（Special-Purpose-Company）といいます。）と事業契約に関する協議を行い、市議会の議決を経て、事業契約を締結します。

## 4 提案参加者の備えるべき参加資格要件

### (1) 提案参加者の全体構成

提案参加者は、次の要件を満たすものとします。

- 提案参加者は、本事業を実施することを表明する企業（以下「構成企業」といいます。）により構成されるグループ（以下「提案参加グループ」といいます。）とします。
- 提案参加グループは、あらかじめグループの構成企業から代表企業1社を定め、当該代表企業が提案参加手続を行うこととします。
- 参加表明書等の提出時には、提案参加グループの構成企業以外の者で、事業開始後、SPC又は構成企業から業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力企業」といいます。）について明らかにすることとします。
- 提案参加グループの構成企業は、他の提案参加グループの構成企業及び協力企業になることができません。また、協力企業も同様に、他の提案参加グループの構成企業及び協力企業になることができないものとします。  
ただし、優先交渉権者の決定後に、優先交渉権者とならなかった提案参加グループの協力企業が、優先交渉権者に決定した提案参加グループのSPC又は構成企業から業務を受注することは妨げないものとします。  
なお、その場合は、事前に市の承諾を得るものとします。
- 原則として、提案参加グループの構成企業の変更は認められません。  
ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととします。
- 優先交渉権者に決定した提案参加グループの構成企業は、決定後直ちに（仮契約の締結に向けて）本事業を実施するSPCへの出資及び宮崎市内にSPCの設立を行うこととします。

### (2) 提案参加グループの構成企業及び協力企業の共通参加資格要件

提案参加グループの構成企業及び協力企業は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始後、裁判所の更生計画又は再生計画の認可の決定を受けていること。
- 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若

しくは国税、地方税その他の公課について国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく強制換価手続を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

- 宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年告示第198号）による指名停止を受けていない者であること。
- 宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成8年告示第19号）による指名停止を受けていない者であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。
- 本事業に係る導入可能性調査業務に関与していない者及び本事業に係る導入可能性調査業務に関与した次の者と資本関係又は人的関係にない者。
  - ・ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
  - ・ 株式会社汎設計
  - ・ 弁護士法人関西法律特許事務所
- 「5 事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項」に示す事業者選定委員会の委員が属する法人と資本関係又は人的関係にない者。

### (3) 業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件

本事業に係る以下の各業務は構成企業が担当することとし、担当予定の構成企業は、業務ごとにそれぞれ次の要件を満たすものとします。

#### ① 「新規設備の設計業務」を行う構成企業の要件

- ・ 宮崎市競争入札参加資格者名簿（令和元年7月1日～令和3年6月30日）の「建設コンサルタント等：建築設計」に記載されていること。
- ・ 常勤の自社社員で、かつ、参加表明書等の提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- ・ 平成22年度以降に、学校施設の空調設備の設計の元請としての実績を有していること。

#### ② 「新規設備の施工業務」及び「新規設備の移設等業務」を行う構成企業の要件

- ・ 宮崎市競争入札参加資格者名簿（令和元年7月1日～令和3年6月30日）の「建設工事：管」又は「建設工事：電気」に記載されていること。
- ・ 少なくとも1企業は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けており、かつ、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管」の総合評定点が一定の点数以上であること。（具体的な点数の条件については募集要項等において提示します。）
- ・ 平成22年度以降に、学校施設の空調設備の施工の元請としての施工実績を有していること。

③ 「新規設備の工事監理業務」を行う構成企業の要件

- ・ 宮崎市競争入札参加資格者名簿(令和元年7月1日～令和3年6月30日)の「建設コンサルタント等：建築設計」に登録されていること。
- ・ 常勤の自社社員で、かつ、参加表明書等の提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- ・ 平成22年度以降に、学校施設における空調設備工事の工事監理の実績を有していること。

④ 「空調設備の維持管理業務」を行う構成企業の要件

- ・ 維持管理業務を行うにあたって、選択したエネルギー方式での運用に必要な資格を持つ者を配置できること。  
なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、参加表明書等の提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある者であること。
- ・ 平成22年度以降に連続して5年以上の期間、学校、事務所等の施設においての空調設備の維持管理業務の実績を有していること。

⑤ 「その他の業務」を行う構成企業の要件

SPCの運営・管理に係る支援や本事業の進捗管理、他の構成企業や協力企業との連絡調整等、本事業を円滑に実施するために必要な業務を行うにあたり、求められる能力及び実績を有していること。

(4) 同一企業による複数業務の担当についての要件

構成企業は、「第1 1 (6) 事業の範囲」に示す業務のうち、複数業務を担当できるものとします。

ただし、同一の事業対象箇所(学校単位)における「新規設備の施工業務」と「新規設備の工事監理業務」の両方の業務を、同一の構成企業が担当することはできません。

なお、協力企業も同様とします。

(5) 協力企業が担当できる業務についての要件

構成企業が、本事業の業務を協力企業に委託する、又は請け負わせる場合の条件は原則として以下のとおりとし、協力企業に委託し、又は請け負わせようとする場合には事前に市の承諾を得るものとします。

① 「新規設備の設計業務」、「新規設備の施工業務」、「新規設備の工事監理業務」、「新規設備の移設等業務」

業務の一部に限って協力企業に委託する、又は請け負わせることができるものとし、業務の全部を協力企業に委託する、又は請け負わせることはできないものとします。

なお、「新規設備の施工業務」及び「新規設備の移設等業務」に関しては、建設業法第22条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守するものとします。

② 「空調設備の維持管理業務」

業務の一部に限って協力企業に委託する、又は請け負わせることができるものとし、業務の全部を協力企業に委託する、又は請け負わせることはできないものとします。

(6) **参加資格の喪失**

提案参加グループの構成企業が、参加表明書等の提出日から基本協定の締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合には、原則として当該提案参加グループの参加資格を取り消すものとします。

ただし、やむを得ない事情があると市が判断する場合には、市と当該提案参加グループで協議のうえ、市が取扱いについて決定することとします。詳細は募集要項において提示します。

(7) **事業者の地元企業に対する契約に関する配慮事項**

事業者は、地域の活性化に貢献できるよう、構成企業又は協力企業の選定や、必要な資機材の調達等にあたり、可能な限り多くの地元企業を登用又は活用することに配慮することとします。

**5 事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項**

(1) **審査に関する基本的な考え方**

事業提案の審査は、学識経験者等により構成する宮崎市立小学校空調設備整備等PFI事業 事業者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）において行います。審査は資格審査（第一次審査）と提案審査（第二次審査）の二段階に分けて実施するものとします。

なお、選定委員会の委員構成等の詳細については、募集要項において提示します。

(2) **審査の内容**

選定委員会は、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画、提案価格（本事業に係る費用）等に関する提案を審査し、総合的に評価を行うものとします。

市は、選定委員会の評価結果を答申として受け、最も優れた提案を行った提案参加グループを優先交渉権者として決定します。

(3) **審査手順に関する事項**

審査は、次の手順により行うこととします。

なお、提案審査の際に、各提案参加グループに対してヒアリングを行うことがあります。

① **資格審査（第一次審査）**

提案参加グループの各構成企業が、「第2 4 提案参加者の備えるべき参加資格要件」を満たしているかどうか審査します。満たしていないと判断する場合には失格とします。

② **提案審査（第二次審査）**

提案審査は、下記の定量的評価及び定性的評価を行い、その加算によって最終的な優先交渉権者を決定します。

○ **定量的評価**

提案価格及びエネルギー費用（事業期間内に新規設備の運用に必要なエネルギー量を基に算出した費用）の総額を勘案して評価するものとします。

なお、提案価格が予定価格を超えた場合は失格とします。

- 定性的評価  
提案参加グループが提出した提案書に基づき、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画等の項目に関する提案内容を勘案して評価するものとします。

**(4) 事業者の選定**

市は、選定委員会の評価結果を受けて、優先交渉権者を決定します。

また、決定後、速やかに当該提案参加グループに対して決定された旨を通知します。

**(5) 審査結果及び評価の公表**

審査の結果及び評価は、宮崎市ホームページにて公表します。

**(6) 契約交渉及び契約手続き**

市は、決定した優先交渉権者と契約手続きを行います。

**(7) 事業者を選定しない場合**

募集、評価及び選定の過程において、提案参加グループがない場合や、いずれの提案参加グループの提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、優先交渉権者を決定せず、特定事業の選定を取り消す場合があります。特定事業の選定を取り消した場合には、その旨を速やかに宮崎市ホームページにて公表します。

**6 提出書類の取扱い**

提出を受けた書類は返却しません。

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することで生じる責任は、原則として提案を行った提案参加グループが負うものとします。

提出を受けた書類は、事業提案の審査並びに審査結果及び評価の公表の目的のみに用いるものとします。

**7 特別目的会社に関する取扱い**

市は、優先交渉権者の構成企業が出資・設立した、本事業のみを担う SPC との間で仮契約を締結することとします。

優先交渉権者の構成企業は、事業提案において各構成企業が受託又は請け負うことになっている業務を、SPC から受託又は請け負うこととします。

ただし、「新規設備の所有権移転業務」については、SPC が自ら実施することとします。  
なお、SPC は会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社とします。

### 第3 事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 予想される責任及びリスクの分類と市と事業者での分担

##### (1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正なリスク分担を行うことにより、より効率的かつ効果的に、また、より低廉なコストで公共サービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとします。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。

##### (2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、別紙1「リスク分担表（案）」に示すとおりです。

なお、別紙1で示したリスク分担は現段階での案であり、実施方針等への質問等や市内部での検討を踏まえて調整を行った後、事業契約書（案）においてリスク分担に関する条件を明確化します。

#### 2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務について要求するサービス水準については、募集要項等において提示します。

#### 3 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約に従い、責任を持って本事業を履行することとします。

なお、事業契約の締結にあたっては、契約の履行を確保するため、次のいずれかの方法により事業契約の保証を行うことを想定しています。詳細は募集要項等において提示します。

- ア 契約保証金の納付
- イ 契約保証金の納付に代わる措置
- ウ 履行保証保険等による保証措置

#### 4 市による事業の実施状況のモニタリング

##### (1) モニタリングの実施

市は、事業者が、定められた業務を確実に遂行していることを確認するため、要求水準及び事業者が提案したサービス水準に基づいて事業契約において定められた業務水準が達成されているかどうかについて、モニタリングを実施するものとします。

また、市がモニタリングを必要と考える場合においては、市は随時に市の方法及び手段によりモニタリングを行うことができることとします。事業者は、市の求めに応じて、市が行うモニタリングに協力することとします。

##### (2) モニタリングの対象

市は、事業者が実施する新規設備の設計、施工、工事監理、所有権移転、移設、維持管理等の業務が、事業契約において定められた業務水準を達成しているかどうかについて確認を行います。

モニタリングには、新規設備の性能に係る確認も含まれます。新規設備の性能に係る確認は、原則として事業者が実施し、市がその結果を確認するものとします。

なお、本事業において、事業契約において定められた業務水準を満たすことは、事業者の責務であり、市が行ったモニタリングの結果によって免責されることはありません。

**(3) モニタリングの時期**

モニタリングは、原則として、設計時、施工時、工事完成時、維持管理時、事業終了時の各段階において行います。事業期間中及び事業終了時の業務水準は、事業契約において定めます。

**(4) モニタリングの方法**

モニタリングの具体的な方法については、募集要項等において提示します。また、事業契約において定めることとします。

**(5) モニタリングの費用の負担**

市の実施するモニタリングに関して、事業者が行う作業等に必要な費用は、事業者の負担とします。その他、市が行う作業等に必要となる費用は市の負担とします。

**(6) 事業者に対する支払額の減額等**

市がモニタリングを行った結果、事業契約において定められた業務水準が維持されていない場合、改善勧告、支払額の減額、契約解除等の対象となります。

なお、減額等の考え方については、募集要項等において提示します。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 施設の概要

#### (1) 対象となる施設

対象校 30 校の普通教室等約 654 教室（予定）及び管理諸室約 184 室（予定）とします。

なお、対象校及びその所在地は別紙 2「対象校一覧」に記載しています。

#### (2) 学校施設の立地条件

対象校の普通教室等に関する事業関連資料等を提供します。

なお、市が提供する対象校の図面等の資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意してください。

また、提供された資料等は、本事業に係わる業務以外で使用できません。不要になった場合には、速やかに返却するとともに、複写等をした場合には、内容が読み取られないように処理したうえで、返却時までにはすべて廃棄してください。

### 2 その他主要な事業条件の概要

#### (1) 新規設備のエネルギーの種別

新規設備の運転に必要なエネルギーの種別については、事業者において設定することとします。エネルギー価格、エネルギー供給における安定性及び環境への負荷等の観点から、適切なエネルギー方式で提案することを求めます。

#### (2) 学校施設の利用等に関する事項

原則として、空調設備の施工等に必要な敷地及び既存の学校施設・設備については、PFI 法第 71 条第 2 項の規定により、事業期間中、市が事業者は無償で貸し付けるものとします。

なお、学校運営上支障のない範囲とし、貸付にあたっては市及び対象校の許可を得るものとします。

また、室内機、室外機、熱源、キュービクル、各種配管等の設置・改修等の際し、障害物がある場合は、市の指示に従い、事業者の負担において移設させ、又は機能回復させることを原則とします。（例示：校内の樹木の移植、校内排水溝の付け替え、照明器具の移設等）

新規設備の室外機の設置場所については、基本的に学校施設の利用に影響の少ない場所とすることとします。例えば、普通教室等の窓を隠すような場所には配置しないものとします。また、室外機を校舎の屋上及び壁面には設置しないものとします。

なお、実際の設置場所については、設計業務を行うにあたって、市及び対象校と十分協議の上決定するものとします。

## 第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

### 1 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合には、事業契約に定める具体的な措置に従うものとします。

### 2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、宮崎地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 本事業の継続に関する基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定性、継続性を確保するため、事業契約において、本事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

### 2 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置を講じることとします。なお、市が考える措置の詳細については、事業契約書（案）において提示します。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ・ 事業者の提供するサービスが事業契約において定められた業務水準を下回る場合、その他事業契約において定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施を求めることがあります。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は事業契約を解除することがあります。
- ・ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することがあります。
- ・ 上記により、市が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、市は事業者に対して違約金又は損害賠償の請求等を行います。

#### (2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰する事由により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は、事業契約を解除することができるものとします。

この場合には、市は、事業契約に定めるところに従い、事業者に生じた損害を賠償するものとします。

#### (3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

市又は事業者の責めに帰することができない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとします。

### 3 金融機関（融資団）と市との協議

市は、事業者の求めに応じて、本事業の継続性を確保する目的で、事業者に対し資金融資を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接協定（ダイレクト・アグリーメント）を締結することがあります。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していません。

ただし、事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、市と事業者で協議することとします。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定していません。

ただし、事業者が本事業を実施するに当たり、国の施設整備費等の補助、財政上及び税制上の支援等を受けることができる可能性がある場合、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう協力するものとします。

### 3 その他の支援に関する事項

市は、事業者が本事業を実施するにあたって必要となる許認可等に関して、必要に応じて協力します。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と事業者で協議することとします。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、宮崎市ホームページ等を通じて行います。

<本事業に係るホームページ>

<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/city/policy/education/202179.html>

### 2 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

### 3 提案参加に伴う費用負担

事業者の提案参加にかかる費用については、すべて事業者の負担とします。

### 4 実施方針等に関する問い合わせ先

実施方針等に関する問い合わせ先は以下のとおりです。

なお、実施方針の内容について電話等での直接回答は行いません。

担当部署：宮崎市教育委員会 学校施設課 担当者 井上、菊池

住 所：〒889-1696 宮崎県宮崎市清武町西新町1番地1

電 話：0985-85-8604 FAX：0985-85-8600

E-mail：45sisetu@city.miyazaki.miyazaki.jp

ホームページ： <https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/city/policy/education/202179.html>

## リスク分担表（案）

[凡例：○主たるリスクの負担者，△従たるリスクの負担者]

## ■ 共通段階

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
募集要項リスク		1	募集要項等の各種公表文書に誤りや市の理由による変更に関するもの	○	—
制度関連 リスク	法令変更 リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○ ※1	—
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法	—	○
		4	消費税及び地方消費税に関する変更	○	—
	税制変更 リスク	5	法人税に関する変更	—	○
		6	消費税及び地方消費税、法人税以外で、本事業に係る新税の成立や税率の変更	○	—
	許認可等 リスク	7	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○	—
		8	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延	—	○
	政策変更 リスク	9	政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響	○ ※2	—
	社会リスク	住民対応 リスク	10	新規設備の設置及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○
11			事業者が行う調査、建設に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応	—	○
環境 リスク		12	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出等）に関する対応	—	○
第三者賠償 リスク		13	事業者の行う業務に起因する事故、事業者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合	—	○
		14	市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	—
不可抗力リスク		15	計画段階で想定していない（想定以上の）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害並びに戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害、維持管理業務の変更によるもの	○ ※3	△ ※3
経済リスク	資金調達 リスク	16	事業に必要な資金の確保	—	○
	物価変動 リスク	17	設計・施工段階の物価変動（新規設備の整備費に関するもの）	— ※4	○ ※4
		18	維持管理段階の物価変動（空調設備の維持管理費に関するもの）	△ ※4	○ ※4
	金利変動 リスク	19	新規設備の整備費の割賦金利の変動	—	○

■設計・施工段階

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担		
			市	事業者	
測量・調査リスク	20	市が提供する敷地・校舎図面に重大な誤りがあった場合	○	—	
	21	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合	—	○	
	22	事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	○	—	
計画リスク	設計リスク	23	事業者が実施した設計に不備があった場合	—	○
	計画変更リスク	24	市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	—
工事リスク	工事費増加リスク	25	事業者の責めに帰すべき事由による整備費等の増加	—	○
		26	市の責めに帰すべき事由による整備費等の増加	○	—
	工期遅延リスク	27	事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに整備が完了しない場合	—	○
		28	市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに整備が完了しない場合	○	—
工事監理リスク	30	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合	—	○	
性能未達リスク	31	工事完了後、市の検査において、事業契約に定める水準に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合	—	○	
技術進歩リスク	32	計画・施工段階における技術進歩に伴い、新規設備の内容に変更が必要となる場合	○	—	
設備損傷リスク	33	新規設備の引渡し前に、市の責めに帰すべき事由により空調機器が損傷した場合	○	—	
	34	新規設備の引渡し前に、事業者の責めに帰すべき事由により空調機器が損傷した場合	—	○	

## ■維持管理段階

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担		
			市	事業者	
維持管理リスク	業務水準未達リスク	32	事業者の行う維持管理業務の内容が事業契約において定める水準に達しない場合	—	○
	性能リスク	33	市が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下	○	—
		34	新規設備の通常劣化等による性能の低下	—	○
	施設瑕疵リスク	35	事業期間中に新規設備の瑕疵が発見された場合	—	○
	維持管理費増加リスク	36	市の要因（業務内容、対象範囲の変更指示等）による維持管理費の増加	○	—
		37	市の要因以外の要因による維持管理費の増加（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものを除く）	—	○
	設備損傷リスク	38	新規設備の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する設備の損傷	—	○
		39	市の責めにより空調設備が毀損傷した場合	○ ※5	—
40		事業者の責めにより空調設備が損傷した場合	—	○	
運営リスク	エネルギーコスト変動リスク	41	エネルギーの単価が変動する場合	○	—
		42	新規設備の使用時間が変動する場合	○	—
	43	新規設備の性能未達及び想定以上の性能劣化、想定以上の最大需要電力の増加によるエネルギーコストの増加	—	○ ※6	

### 【注釈】

- ※1 環境関連の基準変更によって導入機器への要求仕様が変更となった場合などについては、基本的に市が負担しますが、事業者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務づけるものとします。
- ※2 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は市が負担するものとします。ただし、当該事由により、維持管理の内容又は対象範囲が変更される場合は、変更内容に応じて、市が事業者に支払う維持管理に係る費用を改定することを条件とすることとします。
- ※3 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合又は第三者に損害が発生し市若しくは事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とします。より詳細な負担方法については、事業契約書（案）において提示します。
- ※4 物価変動等に一定程度の下降または上昇があった場合には、調整を行います。より詳細な調整方法については、事業契約書（案）において提示します。
- ※5 「市の責めにより空調設備が毀損傷した場合」には、市職員、児童、教職員、保護者等、学校の通常利用者によるものも含まれます。
- ※6 事業期間中に新規設備の性能が、事業契約において定める性能を下回った場合（瑕疵又は故意、重過失による未達は除く）、事業者は一定の期間内に性能低下の回復を図る義務があり、これを怠る場合には、別途ペナルティーが課されます。また、これに起因して増加するエネルギーコストは事業者が負担することとします。

## 対象校一覧

No	学校名	所在地
1	宮崎小学校	宮崎市旭1丁目4番1号
2	小戸小学校	宮崎市大工1丁目5番43号
3	大淀小学校	宮崎市淀川2丁目3番7号
4	大宮小学校	宮崎市下北方町新地849番地
5	宮崎東小学校	宮崎市阿波岐原町火切塚1461番地
6	江平小学校	宮崎市橘通西5丁目6番37号
7	西池小学校	宮崎市西池町12番49号
8	櫛小学校	宮崎市吉村町冬治甲841番地1
9	潮見小学校	宮崎市潮見町118番地
10	恒久小学校	宮崎市恒久2丁目15番地4
11	国富小学校	宮崎市大字郡司分甲2226番地
12	木花小学校	宮崎市大字熊野10956番地
13	住吉小学校	宮崎市大字島之内5383番地
14	生目小学校	宮崎市大字浮田2920番地
15	大塚小学校	宮崎市大塚町鎌ヶ迫2296番地2
16	池内小学校	宮崎市池内町榎迫508番地
17	宮崎西小学校	宮崎市大塚台西2丁目19番地1
18	東大宮小学校	宮崎市大島町西田2143番地
19	本郷小学校	宮崎市大字本郷北方3926番地
20	宮崎港小学校	宮崎市吉村町南浜田甲4261番地
21	江南小学校	宮崎市江南4丁目26番1号
22	住吉南小学校	宮崎市大字芳土1811番地
23	櫛北小学校	宮崎市阿波岐原町坂元1985番地
24	小松台小学校	宮崎市小松台西1丁目10番地9
25	生目台東小学校	宮崎市生目台東4丁目2番地1
26	学園木花台小学校	宮崎市学園木花台南2丁目13番地
27	生目台西小学校	宮崎市生目台西2丁目1番地1
28	田野小学校	宮崎市田野町甲2856番地
29	高岡小学校	宮崎市高岡町内山2900番地
30	清武小学校	宮崎市清武町今泉甲7023番地1